

督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
鈴木 正宜	愛知県名古屋港区港北町14番地の1 レオパレス荒子川公園202号	令和6年度第3期		
星野 紗希	群馬県安中市磯部1丁目15番3号 モンレーブ大手203号	令和6年度第3期		
渡邊 陽介	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-701号 サニーサイドテラス-K	令和6年度第3期		
稲田 新司	滋賀県草津市追分二丁目8番35-107号 レオパレスEfini I	令和6年度第3期		
引地 修平	滋賀県草津市野村七丁目2番1-305号 ヴィラー・ヤマナカ	令和6年度第1期		
引地 修平	滋賀県草津市野村七丁目2番1-305号 ヴィラー・ヤマナカ	令和6年度第2期		
引地 修平	滋賀県草津市野村七丁目2番1-305号 ヴィラー・ヤマナカ	令和6年度第3期		
SILBER LARA MICHELLE	米国	令和6年度第1期		
SILBER LARA MICHELLE	米国	令和6年度第2期		
SILBER LARA MICHELLE	米国	令和6年度第3期		
山元 千太郎	滋賀県草津市下笠町		令和6年度第3期	
井上 辰之助	滋賀県草津市下笠町		令和6年度第3期	
高田 志津夫	滋賀県草津市上笠二丁目14番6号		令和6年度第3期	
高田 志津夫 外1名	滋賀県草津市上笠二丁目14番6号		令和6年度第3期	
吉川 弘志	滋賀県草津市西矢倉三丁目2番48号		令和6年度第3期	
白井 博文	滋賀県草津市草津町1537番地23 エルシティ草津 405号		令和6年度第3期	
有限会社 東海住建	滋賀県草津市大路二丁目1番41号		令和6年度第3期	
山本 初太郎	滋賀県草津市南笠町1443番地1		令和6年度第3期	
佐山 好光	滋賀県草津市木川町922番地6 宮前団地28号		令和6年度第3期	
長目 光	大阪府大阪市西区九条南4丁目15番6号		令和6年度第3期	
大成開発 株式会社	大阪府大阪市北区西扇町17番地		令和6年度第3期	
株式会社 セコウ	大阪府大阪市北区天神橋2丁目5番25号 若杉グラウンドビル九階		令和6年度第3期	
栄都開発 株式会社	大阪府大阪市北区末広町17番地		令和6年度第3期	
井上 武人	東京都八王子市五入町414番地1 八王子荘		令和6年度第3期	
岡田 直明	滋賀県草津市西大路町10番5-952号			令和6年度第6期
岡田 直明	滋賀県草津市西大路町10番5-952号			令和6年度第7期
福原 優	滋賀県草津市南草津五丁目2番地8-2F RED & BLUE			令和6年度第6期
廣瀬 佐織	滋賀県草津市南草津四丁目3番地1-106 メゾンドフォンテ			令和6年度第7期
駒井 景子	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和6年度第7期
須藤 賢治	京都府京都市山科区東野井ノ上町7番地68 プルシヤン東野202			令和6年度第6期
須藤 賢治	京都府京都市山科区東野井ノ上町7番地68 プルシヤン東野202			令和6年度第7期
坂東 徹	滋賀県甲賀市水口町泉15番地11			令和6年度第7期
吉上 幸伸	滋賀県守山市三宅町772番地			令和6年度第7期
平野 要梧	滋賀県草津市笠山一丁目7番48-202号 ヴィレッジ花水木 C棟			令和6年度第7期
NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園			令和6年度第7期
柴田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9-406号 グラスライト			令和6年度第6期
柴田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9-406号 グラスライト			令和6年度第7期
井上 健	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201 ベルエボック			令和6年度第7期
平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町3番地14			令和6年度第7期
WU ZHOUKANG	滋賀県草津市渡川一丁目2番26-2003号 ザ・草津タワー			令和6年度第5期
WU ZHOUKANG	滋賀県草津市渡川一丁目2番26-2003号 ザ・草津タワー			令和6年度第6期
WU ZHOUKANG	滋賀県草津市渡川一丁目2番26-2003号 ザ・草津タワー			令和6年度第7期

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
佐藤 浩	滋賀県草津市上笠一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠			令和6年度第7期
川那辺 洋	滋賀県草津市西渡川一丁目17番30号			令和6年度第7期
西原 竜一	滋賀県草津市西草津一丁目8番30号			令和6年度第7期
前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号			令和6年度第7期
田川 良平	滋賀県草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールI			令和6年度第7期
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン昂			令和6年度第7期
山根 涼太郎	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館			令和6年度第7期
佐藤 由望	滋賀県草津市追分三丁目22番19-321号 草津ロイヤルマンション			令和6年度第7期
田上 隆広	滋賀県草津市追分二丁目4番35-107号 レオパレスサニーヒルズ			令和6年度第7期
待鳥 勇貴	滋賀県草津市追分二丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ			令和6年度第7期
大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号 ハイッ高樋 306号			令和6年度第7期
中谷 明子	滋賀県草津市東矢倉三丁目11番17号			令和6年度第7期
斎藤 一	滋賀県草津市南笠東三丁目2番15-1号			令和6年度第7期
近藤 秀行	滋賀県草津市木川町1230番地66			令和6年度第7期
橋本 章馬	滋賀県草津市木川町904番地10			令和6年度第6期
橋本 章馬	滋賀県草津市木川町904番地10			令和6年度第7期
坂本 昭	滋賀県草津市木川町952番地28			令和6年度第7期
寶角 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号			令和6年度第7期
XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21			令和6年度第7期
JEONG ZION	滋賀県草津市野路東五丁目4番34-407号 ニューサンライズ			令和6年度第7期
伊庭 健一郎	滋賀県草津市野路二丁目12番11号			令和6年度第7期
浅野 成人	滋賀県草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラッツオ			令和6年度第7期
泉 悠人	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I			令和6年度第7期
WANG SU	中国			令和6年度第7期
ZHANG XING	中国			令和6年度第7期

差 押 調 書 （謄本） 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
三久保 立士	滋賀県草津市野路東五丁目 2 0 番 1 0－2 0 7 号グレースコーポ小野山	発番 令和7年 1月15日 草納発第2508号
ZHU LONGFEI	滋賀県草津市追分南二丁目 3 番 4－2 0 3 号ライラックⅡ	発番 令和7年 1月21日 草納発第2587号
GOH SEONGHYUK	滋賀県草津市大路一丁目 3 番 1 4－8 0 5 号ファインスコート草津	発番 令和7年 1月29日 草納発第2659号

配 当 計 算 書 （謄本） 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
内田 庄太郎	滋賀県大津市本宮二丁目 6 番 4 5 号	発番 令和6年 12月27日 草納発第2480号
藤山 邦臣	滋賀県草津市渋川二丁目 7 番 5 0－A 8 号YOSHIDAハイツ	発番 令和7年 1月30日 草納発第2717号
GOH SEONGHYUK	滋賀県草津市大路一丁目 3 番 1 4－8 0 5 号ファインスコート草津	発番 令和7年 2月6日 草納発第2779号
ZHU LONGFEI	滋賀県草津市追分南二丁目 3 番 4－2 0 3 号ライラックⅡ	発番 令和7年 2月14日 草納発第2848号

(令和 7 年 2 月 2 8 日揭示済み)

草津市告示第 7 2 号

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱（令和元年草津市告示第 1 7 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 別表（第 2 条、第 3 条関係）				第 1 条～第 6 条 《省略》 別表（第 2 条、第 3 条関係）			
事業	事業の 内容	補助の要 件	補助金額	事業	事業の 内容	補助の要 件	補助金額
障害 児入 所幼 稚園 型認 定こ ども 園教 諭特 別配	《現行 どおり 》	《現行ど おり》	1 《現行どおり》 (1) 障害児 1 人ま たは 2 人 1 人分を限度と する補助対象 教諭の給与等 の年額（ <u>2, 250, 000</u> 円を限度とす る。）	障害 児入 所幼 稚園 型認 定こ ども 園教 諭特 別配	《省略 》	《省略》	1 《省略》 (1) 障害児 1 人ま たは 2 人 1 人分を限度と する補助対象 教諭の給与等 の年額（ <u>2, 109, 000</u> 円を限度とす る。）

改正後				改正前			
置費			(2) 障害児3人 1人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（<u>3, 000, 000</u>円を限度とする。） (3) 障害児4人または5人 2人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>5, 250, 000</u>円を限度とする。） (4) 障害児6人 2人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>6, 000, 000</u>円を限度とする。） (5) 障害児7人または8人 3人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>8, 250, 000</u>円を限度とする。） (6) 障害児9人 3人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>9, 000, 000</u>円を限度とする。） (7) 《現行どおり	置費			(2) 障害児3人 1人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（<u>2, 812, 000</u>円を限度とする。） (3) 障害児4人または5人 2人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>4, 921, 000</u>円を限度とする。） (4) 障害児6人 2人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>5, 624, 000</u>円を限度とする。） (5) 障害児7人または8人 3人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>7, 733, 000</u>円を限度とする。） (6) 障害児9人 3人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額（総額<u>8, 436, 000</u>円を限度とする。） (7) 《省略》

改正後				改正前			
			》 2 障害が重度の児童の場合は、障害児 1 人につき、1 人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額とする。ただし、<u>3, 000, 000 円</u>を限度とし、補助対象教諭を配置した月数が 12 月（1 月未満は 1 月とする。）に満たない場合は、当該額を 12 で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 3 《現行どおり》				2 障害が重度の児童の場合は、障害児 1 人につき、1 人分を限度とする補助対象教諭の給与等の年額とする。ただし、<u>2, 812, 000 円</u>を限度とし、補助対象教諭を配置した月数が 12 月（1 月未満は 1 月とする。）に満たない場合は、当該額を 12 で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 3 《省略》
延長保育事業費	《現行どおり》	《現行どおり》	子ども・子育て支援交付金交付要綱（<u>令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知</u>。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 《改正前を削る》	延長保育事業費	《省略》	《省略》	<u>1 特定分</u> 子ども・子育て支援交付金交付要綱（<u>令和5年7月31日付けこ成事第365号こども家庭庁長官通知</u>。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額。 <u>2 特例措置分</u> 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支

改正後					改正前				
									援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額。
看護師配置費	医療行為が必要な児童および保育中に体調不良となった児童のために看護師を配置する事業	1 医療的ケア児対応型 医療行為が必要な児童が在籍する私立幼稚園型認定こども園において、当該児	1 医療的ケア児対応型 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、医療行為が必要な児童1人に対し、1人以上の補助対象となる看護師（以下「補助対象看護師」という。）を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、		看護師配置費	保育中に体調不良となった児童のために看護師を配置する事業	《改正後に新設》		《改正後に新設》

改正後				改正前			
		童の在籍している期間中、当該児童の医療的ケアに従事する看護師（補助対象教諭を除く。）を配置し、医療的ケアを実施していること。 <u>2 体調不良児対応型</u> 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保す	当該額を 12 で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 (1) 医療行為が必要な児童 1 人に対し看護師を配置する場合 補助対象看護師の給与等の年額（5, 290, 000 円を限度とする。） (2) 医療行為が必要な児童が 2 名以上であって看護師を複数配置している場合 補助対象看護師の給与等の年額（10, 580, 000 円を限度とする。） <u>2 体調不良児対応型</u> <u>補助対象看護師の給与等の年額</u>（国要綱別紙「病児保育事業（特定分・一般分・事業費）」の項中「3 体調不良児対応型」における補助基準額を限度とする。）<u>ただし、</u>配置月数が 12 月（1 月未満はこれを 1 月とする。）に満たない場合は、当該額を 12 で除して得た額				
				児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保す	当該看護師の給与等の年額。<u>ただし、</u>国要綱別紙「病児保育事業（特定分・一般分・事業費）」の項中「3 体調不良児対応型」における補助基準額とする。<u>（配置月数が 12 月（1 月に満たないときはこれを 1 月とする。）に満たないときは、当該額を 12 で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額）</u>		

改正後				改正前			
		ること で、保 育所等 におけ る緊急 的な対 応を図 る保育 所等に 通 所 する児 童に対 して保 健的な 対応等 を図る ために 看護師 (補助 対象教 諭を除 く。)を 配 置して いるこ と。	(小数点以下は、 これを切り捨て る。)に当該月数 を乗じて得た額と する。)			通所する 児童に対 して保健 的な対応 等を図る ために看 護師(補 助対象保 育士等 を除く。) を配置し ているこ と。	
備考 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》 別記様式第 7 号(第 4 条第 1 項第 7 号関係) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 8 号～別記様式第 1 2 号 《現行どおり》 別記様式第 1 3 号(第 6 条第 6 号関係) (別添 2－1 のとおり)				備考 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》 別記様式第 7 号(第 4 条第 1 項第 7 号関係) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 8 号～別記様式第 1 2 号 《省略》 別記様式第 1 3 号(第 6 条第 6 号関係) (別添 2－2 のとおり)			

付 則

(施行期日等)

- この要綱は、令和 7 年 2 月 2 8 日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金から適用する。
(様式に関する経過措置)
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添 1－1

様式第 7 号(第 4 条第 1 項第 7 号関係)

看護師配置費調査

(医療的ケア原対応型)

対象児童名	生年月日	対象児童の必要とする医療行為							

看護師氏名	配置月	支出予定額 (配置月分) A	寄付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A－B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	勤務予定延日数	備 考
	月	円	円	円	円	円	円	月	

(体調不良原対応型)

看護師氏名	配置月	支出予定額 (配置月分) A	寄付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A－B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	利用児童数	備 考
	月	円	円	円	円	円	円	人	

延べ利用児童数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※本事業を担当する看護師等の児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行っていることがわかる資料を提出すること。

※本事業を担当する看護師等の地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施していることがわかる資料を提出すること。

別添 1－2

様式第 7 号(第 4 条第 1 項第 7 号関係)

看護師配置費調査

看護師氏名	配置月	支出予定額 (配置月分) A	寄付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A－B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	利用児童数	備 考
	月	円	円	円	円	円	円	人	

延べ利用児童数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※本事業を担当する看護師等の児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行っていることがわかる資料を提出すること。

※本事業を担当する看護師等の地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施していることがわかる資料を提出すること。

別添 2－1

様式第13号(第6条第6号関係)

看護師配置費実績調査

(医療的ケア原対応型)

対象児童名	生年月日	対象児童の必要とする医療行為							

看護師氏名	配置月	支出実績 (配置月分) A	寄付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A－B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	勤務延日数	備 考
	月	円	円	円	円	円	円	日	

(体調不良原対応型)

看護師氏名	配置月	支出実績 (配置月分) A	寄付金その他の収入額 (配置月分) B	差引額 (A－B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	利用児童数	備 考
	月	円	円	円	円	円	円	人	

延べ利用児童数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※本事業を担当する看護師等の児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行っていることがわかる資料を提出すること。

※本事業を担当する看護師等の地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施していることがわかる資料を提出すること。

別添2-2

様式第13号(第6条第6号関係)

看護師配置費実績調書

看護師氏名	配属月	支出額 (配属月分) A	寄付金その他の収入額 (配属月分) B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	補助基本額 CおよびDのうち いずれか少ない額E	補助金額	利用児童数	備考
	月	円	円	円	円	円	円	人	

延べ利用児童数													
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※本事業を担当する看護師等の児童全体の健康・食生活管理等の継続的対応を日常的に行っていることがわかる資料を提出すること。
※本事業を担当する看護師等の地域の「子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施していることがわかる資料を提出すること。

(令和7年2月28日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月17日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市野口町283番地2 株式会社 橋本不動産 代表取締役 橋本 浩二	草津市野路町字牛ヶ町362番の一部 外2筆	9,868.70㎡	R7.2.17	1818

(令和7年2月17日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月20日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市城東区中浜2丁目16番8号 カーサセレノ 106号室 高田 耕平、高田 祐里	草津市新堂町字北中小路159番12	165.09㎡	R7.2.20	1819

(令和7年2月20日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月20日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市水保町1165番地1 ルピコン ミズホ401号 藤井 強、藤井 見知佳	草津市新堂町字北中小路159番1	167.08㎡	R7.2.20	1820

(令和7年2月20日掲示済み)

公 告

地域農業経営基盤強化促進計画（案）に
ついて

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、同条第7項の規定により地域計画（案）を公告する。

令和7年2月21日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 地域計画（案）
- 縦覧の期間 令和7年2月21日から
令和7年3月7日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和7年2月21日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月27日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
三重県伊賀市西高倉4988番地の65 徳留 広海、徳留 彩子	草津市青地町字後町524番7	165.49㎡	R7.2.27	1821

(令和 7 年 2 月 2 7 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 2 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市草津二丁目6番5号 長谷 修	草津市青地町字堤戸815番7	172.88㎡	R7.2.27	1822

(令和 7 年 2 月 2 7 日 掲 示 済 み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 縦覧の期間 令和 7 年 2 月 2 8 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和 7 年 2 月 2 8 日 掲 示 済 み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 縦覧の期間 令和 7 年 2 月 2 8 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和 7 年 2 月 2 8 日 掲 示 済 み)

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和 7 年 2 月 2 0 日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 8 年滋賀県条例第 7 1 号）第 2 条の規定に基づき、認可公告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧の期間 令和 7 年 2 月 2 8 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和 7 年 2 月 2 8 日揭示済み）

教育委員会訓令

草津市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

草津市教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会訓令第 1 号

草津市立学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する規程

草津市立学校事務の共同実施に関する規程（令和 2 年草津市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （組織） 第 2 条 《現行どおり》 2 共同実施グループに、共同実施総括主任および共同実施主任を置く。なお、共同実施主任は必要に応じて複数名置くことができる。	第 1 条 《省略》 （組織） 第 2 条 《省略》 2 共同実施グループに、運営責任者として共同実施主任を置く。

改正後

3

《現行どおり》

4

共同実施総括主任は、共同実施グループの運営および全般の事務をつかさどる。

5

共同実施主任は、拠点校の校長の監督のもと次条各号に規定する共同実施グループの所掌事務をつかさどる。

(共同実施グループの所掌事務)

第3条

《現行どおり》

(共同実施主任の職務)

第4条

《現行どおり》

(1)

共同実施グループにおいて共同で処理する事務の審査

(2)

《現行どおり》

(共同実施総括主任の職務)

第5条

《現行どおり》

(1)

共同実施グループの運営ならびに関係機関との連絡および調整

(2)～(3)

《現行どおり》

第6条

《現行どおり》

(専決事項)

第7条

第2条に規定する共同実施グループに属する各校の校長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務について共同実施総括主任および共同実施主任に専決させることができる。

(1)～(3)

《現行どおり》

(実施計画の作成および報告)

第8条

共同実施総括主任は、年度初めに共同実施主任と連携して学校事務共同実施計画を作成し、拠点校の校長を経て教育委員会に報告するものとする。

第9条～第11条

《現行どおり》

別表第1

(第2条第1項関係)

拠点校	グループ校
共同実施総括主任の配置校	草津市立志津小学校 草津市立志津南小学校 草津市立草津小学校 草津市立草津第二小学校 草津市立渋川小学校 草津市立矢倉小学校 草津市立老上小学校 草津市立老上西小学校

改正前

3

《省略》

4

共同実施主任は、拠点校の校長の監督のもと次条各号に規定する共同実施グループの所掌事務をつかさどる。

5

共同実施総括主任は、共同実施グループ全般の事務をつかさどるものとし、共同実施グループを統括する。

(共同実施グループの所掌事務)

第3条

《省略》

(共同実施主任の職務)

第4条

《省略》

(1)

共同実施グループの総括および共同で処理する事務の審査

(2)

《省略》

(共同実施総括主任の職務)

第5条

《省略》

(1)

各地区の共同実施グループの運営ならびに関係機関との連絡および調整

(2)～(3)

《省略》

第6条

《省略》

(共同実施主任の専決事項)

第7条

第2条に規定する共同実施グループに属する各校の校長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務について共同実施主任に専決させることができる。

(1)～(3)

《省略》

(実施計画の作成および報告)

第8条

共同実施総括主任は、年度初めに共同実施主任と連携して各地区の学校事務共同実施計画を作成し、拠点校の校長を経て教育委員会に報告するものとする。

第9条～第11条

《省略》

別表第1

(第2条第1項関係)

地区	拠点校	グループ校
1	草津市立草津小学校	草津市立草津第二小学校 草津市立渋川小学校 草津市立山田小学校 草津市立笠縫小学校 草津市立笠縫東小学校 草津市立常盤小学校 草津市立草津中学校 草津市立新堂中学校

改正後		改正前		
	<u>草津市立玉川小学校</u>	<u>2</u>	<u>草津市立老上中 学校</u>	<u>草津市立松原中学校</u>
	<u>草津市立南笠東小学校</u>			<u>草津市立志津小学校</u>
	<u>草津市立山田小学校</u>			<u>草津市立志津南小学校</u>
	<u>草津市立笠縫小学校</u>			<u>草津市立矢倉小学校</u>
	<u>草津市立笠縫東小学校</u>			<u>草津市立老上小学校</u>
	<u>草津市立常盤小学校</u>			<u>草津市立老上西小学校</u>
	<u>草津市立高穂中学校</u>			<u>草津市立玉川小学校</u>
	<u>草津市立草津中学校</u>			<u>草津市立南笠東小学校</u>
	<u>草津市立老上中学校</u>			<u>草津市立高穂中学校</u>
	<u>草津市立玉川中学校</u>			<u>草津市立玉川中学校</u>
	<u>草津市立新堂中学校</u>			
	<u>草津市立松原中学校</u>			

別表第 2（第 3 条第 1 項関係） 《現行どおり》

別表第 2（第 3 条第 1 項関係） 《省略》

付 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 2 月 1 7 日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第 2 号
草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

草津市農業委員会
会長 田中 治嗣

- 1 期 日 令和 7 年 3 月 1 0 日（月）
午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 付議案件

1） 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届
出の報告について（報告）

2） 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について（報告）

3） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃貸借

- の解約通知について（報告）
- 4） 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて
- 5） 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて
- 6） 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につ
き、事業計画変更の承認をすることについて
- 7） 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて
- 8） 草津市農地利用最適化推進委員選任の手續
等に関する規程の一部を改正する規程につき、
議決を求めることについて
- 9） 農用地利用集積等促進計画（案）の決定に
つき、意見聴取することについて

(令和 7 年 2 月 2 8 日揭示済み)